平成26年労第238号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社(以下「会社」という。) Bにおいて警備業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日出勤のため軽自動車を運転し、勤務場所であるC駐車場に車を入れようと右折したところ、後続車に追突され負傷した(以下「本件事故」という。)。

請求人は、同日D病院に受診し「頚椎捻挫、胸部挫傷」と診断され、同年〇月 〇日にはE病院に転医し「外傷性頚部症候群」と診断され、通院加療の結果、平 成〇年〇月〇日に治ゆ(症状固定)した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害であると 認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 当審査会の事実の認定
 (略)
 - 2 当審査会の判断

請求人は、現在も本件症状が続いており夜も眠れない状況で、これは本件事故が原因で発症したものであると主張するので、以下に検討する。

- (1) F医師は平成○年○月○日付け障害給付支給請求書裏面の診断書において、要旨、傷病名:外傷性頚部症候群、障害部位:頚部、療養経過:平成○年○月○日治療開始、入院治療後通院治療し、平成○年○月○日症状固定、障害の状態の詳細:右頚部痛、右上肢しびれ、耳鳴が続いている、と述べている。
- (2) G医師は、平成〇年〇月〇日付け障害の程度についての意見書において、要旨、他覚的所見: 頚部の可動域制限はなし、耳鳴、後頚痛が残存している、神経学的異常所見はなし、X線にてC4/5、C5/6、C6/7間に頚椎症性変化、MRIにてC5/6、C6/7間の椎間板の膨隆があり、いずれも加齢による変化と思われる、と述べている。
- (3) 当審査会は、請求人の主張を踏まえ、症状の経過、耳鳴検査結果、医証等を再検討した結果、H病院の検査結果においては、本件症状の存在が示唆されているが、当審査会から会社に対し、審理のための処分として請求人に係る平成○年及び平成○年の健康診断結果の報告を求めたところ、会社から平成○年○月○日付けで回答があり、請求人には平成○年及び○年の健康診断において右耳難聴が指摘された既往が認められた。また、現在の服用中の薬剤は、安定剤、睡眠剤であることころから、本件症状の治療が継続しているとは判断できない。したがって、請求人の訴える本件症状は、請求人の既往歴との関係、F医師、

- G医師の診断している外傷性頚部症候群における症状との因果関係、本件事故の受傷状況等から勘案しても、本件事故との医学的因果関係は認められず、本件症状は業務上の事由によるものであると認めることはできない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に 応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由は ない。

よって主文のとおり裁決する。